

最終処分について

1. 現状と課題

(1) 最終処分の状況

- 本市では、南区畑地先に埋立処分地（南部処理場）を確保し、主に焼却残渣や不燃物等を埋立処分するとともに、焼却残渣の一部は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）に埋立処분을委託していた。
- 平成 20 年 9 月末の南部処理場への搬入停止以降、大阪湾フェニックスセンターに全量搬入しており、現在は大阪沖埋立処分場に搬入されている。

処理施設等の名称	所在区	項目	年度																												
			S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
大阪湾フェニックス	大阪市此花区	利用期間	泉大津沖 尼崎沖										神戸沖							大阪沖											
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	
南部処理場	南区	埋立期間	旧処分地	第一期										第二期																	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)

図 1 本市における最終処分の状況

① 南部処理場

- 平成 20 年 9 月末をもって搬入を停止している。
- 現在、処分場に埋め立てられた廃棄物及び浸出水の外部流出を防止するとともに、浸出水については適正に処理するなど、適正な維持管理を行っている。
- なお、浸出水処理施設は、昭和 53 年に設置（その後昭和 63 年に増設）されたもので、設置後 30 年以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況にある。

表 1 南部処理場の概要

区分	埋立処分地		
	旧処分地	第 1 期	第 2 期
所在地	南区畑 1344 番地		
埋立面積	37,249m ²	37,200m ²	33,800m ²
埋立容量	403,000m ³	194,600m ³	466,100m ³
埋立期間	昭和 53 年 11 月～ 昭和 63 年 10 月	昭和 63 年 11 月～ 平成 4 年 9 月	平成 4 年 10 月～ 平成 21 年 3 月

区分	浸出水処理施設
敷地面積	6,461m ²
処理能力	500m ³ /日
処理方式	長時間曝気活性汚泥方式

② 大阪湾フェニックス

- 近畿圏の内陸部は既に高密度の土地利用が進んでおり、個々の地方自治体や事業主の単独で最終処分場を確保することは極めて困難なことから、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿2府4県168市町村と港湾管理者の出資により共同で大阪湾フェニックス計画として最終処分場を確保している。
- 現時点でのフェニックスの受入計画期間は平成39年度までとなっており、また、今後、大阪湾圏域の自治体では陸域での最終処分場の確保が一層困難となり、一般廃棄物の大阪湾フェニックス計画への依存率が年々増大することが予想されていることから、処分場の延命化と新たな処分場計画の検討が必要な状況となっている。

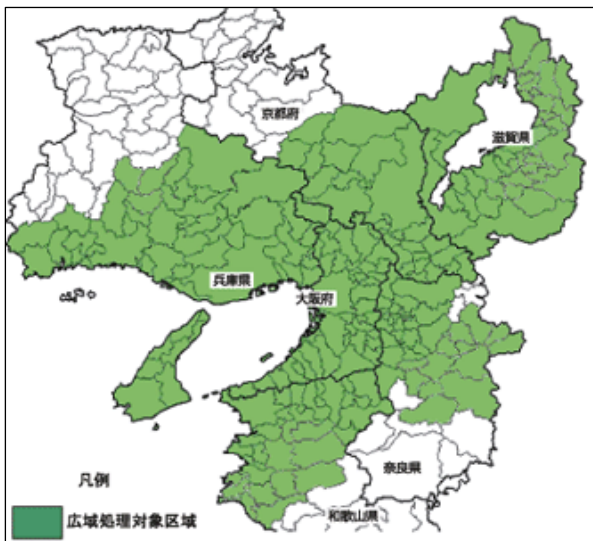


図2 広域処理対象区域



図3 フェニックス埋立処分場

(出典：国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部ホームページ)

表2 フェニックス埋立処分場の概要

埋立場所名	位置	規模	
		面積 (ha)	埋立容量 (万 m ³)
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	203	3,100
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1,600
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500
大阪沖埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1,400

(2) 最終処分量

① 最終処分量の推移

- 最終処分量は年々減少傾向にあり、平成 22 年度には中間目標値である 49,500 トンを達成した。また、平成 25 年度には、臨海工場での熔融処理によりスラグ・メタルとして再資源化を実施した結果、平成 24 年度に対して約 14,000 トン減少した。
- しかし、計画目標の達成にはあと約 7,000 トン減少させる必要があり、今後、既存施策の推進や 10 月から施行される清掃工場への併せ産廃搬入禁止による若干の減少は想定されるものの、計画目標の達成の見込みは低いと考えられる。

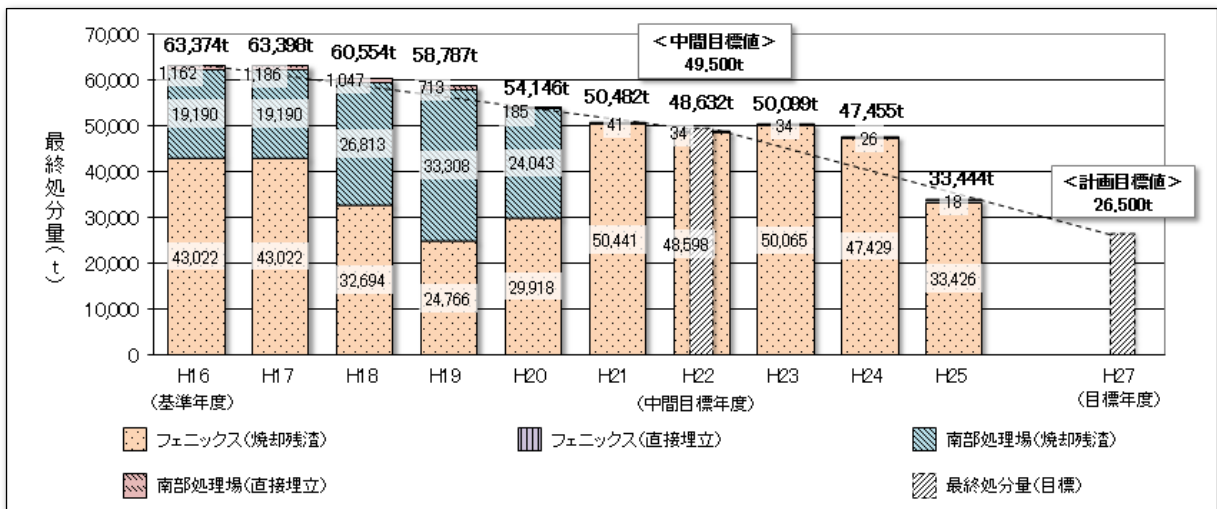
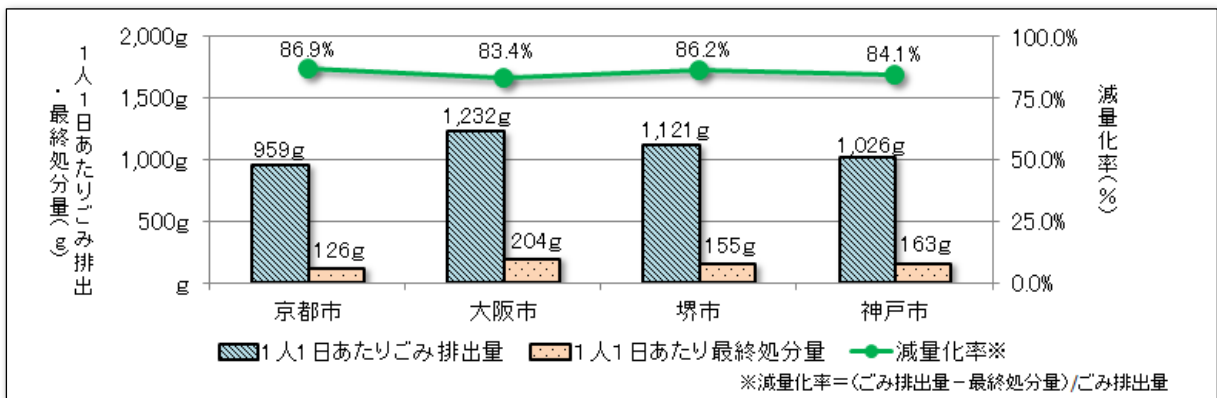


図 4 最終処分量の推移

② 他政令市との比較

- フェニックスに処分を委託している近畿圏の政令市との比較では、1 人 1 日あたり最終処分量は 155 g と京都市に次いで 2 番目に少なく、減量化率は 86.2% と京都市に次いで 2 番目に高いが、全体的に差は少ない状況となっている。



(平成 24 年度一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省) を基に堺市作成)

図 5 最終処分量の比較 (平成 24 年度実績)

2. 第二次基本計画の進捗状況

第二次基本計画に基づく具体的施策		実施状況
項目	内容	
溶融処理による最終処分量の削減と資源化	○埋立対象物の大半を占めていた焼却残渣については、資源循環型廃棄物処理施設における溶融設備によって、減容・無害化し、資源化することで、最終処分量の削減を図る	○クリーンセンター臨海工場における溶融処理により発生する溶融スラグ・メタルを資源化することにより、最終処分量の削減を図っている
現有埋立処分場の適正処理・管理の推進	○埋立受入物の管理の徹底を図るとともに、廃棄物中のダイオキシン類、その他の有害物質による汚染を防ぐため、施設の適正管理を実施する ○継続的な管理・監視・調査体制の充実をさせ、生活環境保全対策に万全を図るなど公害防止対策を講じていく	○埋立処分地に埋め立てられた廃棄物及び浸出水の外部流出を防止するとともに、浸出水については適正に処理するなど、適正な維持管理を行っている
安定的・継続的な最終処分体制の確立	○「不燃ごみ」収集によって「生活ごみ」中に混入する受入れ困難物を排除し、「大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）」での埋立処分を基本とした処分体制の確立を図る	○「不燃小物類」については破碎後鉄分回収するとともに、その残渣を焼却処理している ○焼却残渣は全量フェニックスに搬入し、埋立処分している

3. 最終処分に係る今後の方向性（案）

(1) 南部処理場の適正な維持管理及び利活用方策の検討

- 生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、南部処理場の廃棄物及び浸出水の外部流出を防止するとともに、浸出水の適正処理を行い、引き続き安全かつ安定的に維持管理を行う必要がある。
- また、今後の利活用方策として、当面は災害時のがれき類や不燃物等の仮置場としての利用を念頭におきつつ、将来的な埋立終了後の土地の利活用方策について検討を進める必要がある。

(2) ごみ減量化・再資源化の推進による最終処分量の削減

- 平成 40 年度以降の最終処分場計画が定まっていないことを踏まえ、臨海工場における熔融処理の継続実施を含め、ごみ減量化・再資源化の推進により最終処分量を可能な限り削減することにより、フェニックス最終処分場の延命化に寄与していく必要がある。

(3) 安定的・継続的な最終処分体制の検討

- 市域内に新たな処分場を整備することは困難な状況であることから、フェニックスでの埋立処分を基本とした安定的・継続的な最終処分体制の確立に向けて、国や関係自治体とともに検討を進める必要がある。

(4) 最終処分量のさらなる削減に向けた調査・研究の推進

- クリーンセンター東工場において発生する焼却灰の熔融処理・再資源化の試験実施や焼却灰等のセメント化、山元還元など、最終処分量のさらなる削減に向けた調査・研究を進める必要がある。